

## 履行確実性評価方式試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価落札方式により建設工事に関する入札を実施する場合の履行確実性評価方式における評価の方法について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 入札参加者の評価値（企業の技術力及び入札価格を一体として評価した数値をいう。以下同じ。）により落札者を決定する入札の方式をいう。
- (2) 履行確実性評価方式 入札価格の評価及び工事の履行の確実性を確保するため、評価値の算出において、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を設定して、その範囲内の入札価格は評価値を一定とし、その範囲外の入札価格は評価値を低減する方式をいう。
- (3) 履行確実性評価価格 評価値が一定となる範囲の上限の価格として設計金額を基に設定する価格をいう。
- (4) 履行確実性確保価格 評価値が一定となる範囲の下限の価格として設計金額を基に設定する価格をいう。
- (5) 標準点 島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領に規定する標準点をいう。
- (6) 加算点 島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領に規定する加算点をいう。

### (履行確実性評価価格の算定)

第3条 履行確実性評価価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、建設工事等の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱の規定により算定するものとする。

### (履行確実性確保価格の算定)

第4条 履行確実性確保価格（消費税及び地方消費税を除く。）は、設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の9を乗じて得た金額（千円未満の金額は切り捨てる。）とする。

### (落札仮決定者の決定)

第5条 落札仮決定者は、次の要件のいずれにも該当する者で、第6条に規定する算定式によって算出した評価値の最も高いものとする。この場合において、要件に該

当しない者のした入札は、無効とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 評価値が次に示す算定式により算出した基準評価値を下回らないこと。この場合において、予定価格の単位は円とし、基準評価値の端数処理は行わないものとする。ただし、基準評価値の表示は、原則小数第3位（小数第4位を四捨五入する。）までとする。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

2 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、次のとおりとする。

(1) 加算点及び入札価格が同等の場合 くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(2) 対象となる者の全てが履行確実性評価価格以上かつ予定価格の範囲内で入札した場合 くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(3) 前2号以外の場合 最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札仮決定者とする。

(評価値の算出方法)

第6条 第3条の規定により算定した履行確実性評価価格及び第4条の規定により算定した履行確実性確保価格を基準に、次に示す算定式により評価値を算出するものとする。この場合において、入札価格の単位は円とし、評価値の端数処理は行わないものとする。ただし、評価値の表示は、原則小数第3位（小数第4位を四捨五入する。）までとする。

(1) 入札価格が履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \right] \times 100,000,000$$

(2) 入札価格が履行確実性評価価格未満で履行確実性確保価格以上の場合

$$\text{評価値} = \left[ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{履行確実性評価価格} \right] \times 100,000,000$$

(3) 入札価格が履行確実性確保価格未満の場合

$$\text{評価値} = \left[ (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格})) \right] \times 100,000,000$$

(落札者仮決定の通知)

第7条 落札者仮決定の通知は、島原市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領の規定により行うものとする。

2 落札仮決定者は、別紙1により契約の辞退を申し出ることができるものとする。

3 辞退の申し出を行った者の入札は、無効として取り扱うものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月20日から施行する。

別紙1（第7条関係）

年 月 日

島原市長 様

(単体の場合)

住所

商号又は名称

代表者名

印

(共同企業体の場合)

共同企業体の名称

代表構成員

住所

商号又は名称

代表者名

印

落札仮決定の辞退届

年 月 日付け 第 号により落札者仮決定通知がありました下記  
工事については、履行確実性評価方式試行要領第7条第2項の規定により辞退します。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 理由（具体的に記載すること）